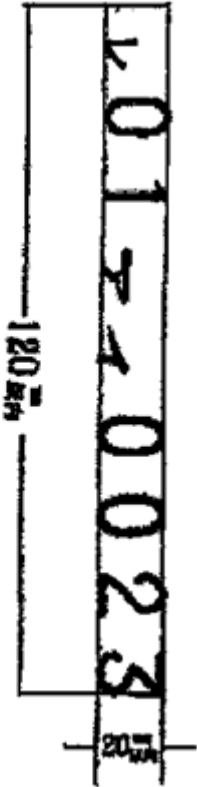


別記様式第二号



備考

- (1) 打刻の様式は、図示の例によること。
- (2) 図示の例で「101」は打刻をした年の表示で、例えば令和元年は「101」と、令和2年は「102」と表示すること。
- (3) 図示の例で記号の「ア」は、打刻の際の申請人の主たる営業所の所在する都道府県を表示する。
- (4) 図示の例で記号の「イ」は、打刻をした者を表示する。
- (5) (3)における都道府県及び(4)における打刻をした者は下表の左欄の国土交通大臣並びに都道府県及び都道府県知事を右欄の記号により表示すること。

国 土 交 通 大 臣	大
北海道・北海道知事	ア
青森県・青森県知事	イ
岩手県・岩手県知事	ウ
宮城県・宮城県知事	エ
秋田県・秋田県知事	オ
山形県・山形県知事	カ
福島県・福島県知事	キ
茨城県・茨城県知事	ク
栃木県・栃木県知事	ケ
群馬県・群馬県知事	コ
埼玉県・埼玉県知事	サ
千葉県・千葉県知事	シ
東京都・東京都知事	ス
神奈川県・神奈川県知事	セ
新潟県・新潟県知事	ソ
山梨県・山梨県知事	タ

長野県・長野県知事	チ
富山県・富山県知事	ツ
石川県・石川県知事	テ
岐阜県・岐阜県知事	ト
静岡県・静岡県知事	ナ
愛知県・愛知県知事	ニ
三重県・三重県知事	ヌ
福井県・福井県知事	ネ
滋賀県・滋賀県知事	ノ
京都府・京都府知事	ハ
大阪府・大阪府知事	ヒ
兵庫県・兵庫県知事	フ
奈良県・奈良県知事	ヘ
和歌山県・和歌山県知事	ホ
鳥取県・鳥取県知事	マ
島根県・島根県知事	ミ
岡山県・岡山県知事	ム

広島県・広島県知事	メ
山口県・山口県知事	モ
徳島県・徳島県知事	ヤ
香川県・香川県知事	ユ
愛媛県・愛媛県知事	ヨ
高知県・高知県知事	ラ
福岡県・福岡県知事	リ
佐賀県・佐賀県知事	ル
長崎県・長崎県知事	レ
熊本県・熊本県知事	ロ
大分県・大分県知事	ワ
宮崎県・宮崎県知事	キ
鹿児島県・鹿児島県知事	ク
沖縄県・沖縄県知事	エ

(6) 図示の例で0023は、打刻の番号であつて、打刻の番号が一けたのときは十位、百位及び千位にあたる位置に、二けたのときは百位及び千位にあたる位置に、三けたのときは千位にあたる位置に0を打刻すること。

(7) 数字及びアイ等の記号は、明瞭に表示すること。